

# 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

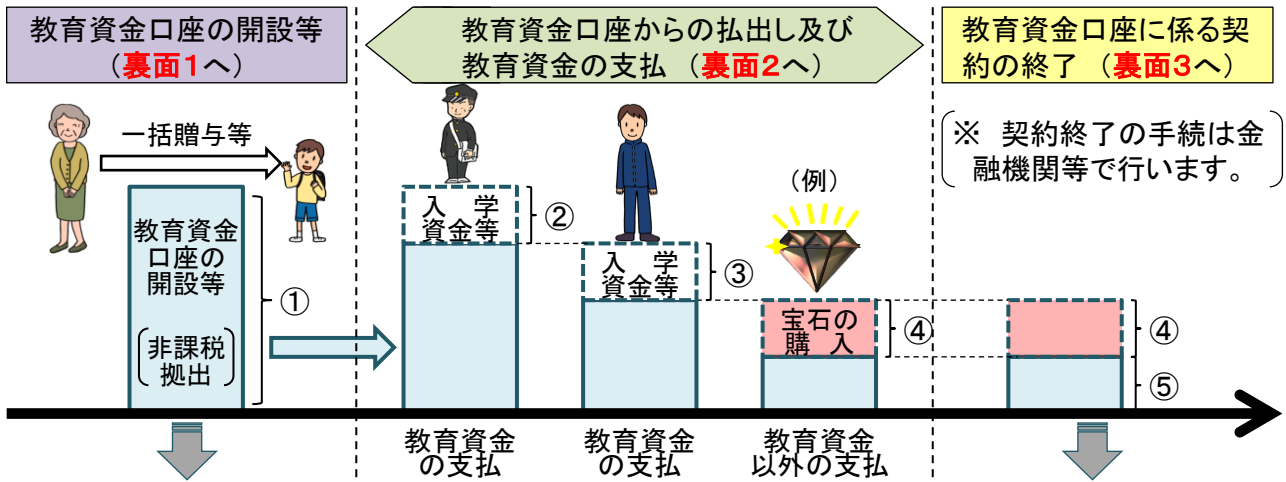
## 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち**1,500万円まで**の金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより**贈与税が非課税となります**。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額※1から教育資金支出額※2（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に**贈与があったこととされます**。

※1「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



制度の内容	1,500万円まで非課税		非課税拋出額－教育資金支出額[(①-②-③)=(④+⑤)]について贈与があったこととされる
	金融機関等での手続 (税務署での手続不要) 教育資金非課税申告書を提出	金融機関等での手続 (税務署での手続不要) 教育資金として支出したことを証する書類 (領収書等)を提出	税務署での手続 贈与税の申告書を提出

○ 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。  
なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面談による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面談日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成25年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

裏面もご覧ください

## 1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等を経由**して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。）。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※ 金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

## 2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出**する必要があります。

(1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

(2) (1)以外の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※ 上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

※ 上記(2)を選択した場合には、その年中に払い出した金額の合計額が教育資金支出額（表面※2参照）の限度となります。

## 3. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

(1) 受贈者が30歳に達したこと

(2) 受贈者が死亡したこと

(3) 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税払出額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の**贈与税の課税価格に算入されます**（(2)の事由に該当して教育資金口座に係る契約が終了した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。）。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。



**教育資金とは？**（領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください（上記2参照）。）

(1) **学校等に対して直接支払われる**次のような金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

（注）「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(2) **学校等以外に対して直接支払われる**次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

※ **教育資金及び学校等の範囲**については、**文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係**へお尋ねください。

なお、文部科学省ホームページ【[www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)】にも**教育資金及び学校等の範囲**に関する情報が掲載されています。